

# 文教厚生委員会記録

令和4年12月19日開催

- 1 日 時 令和4年12月19日(月) 9:58~12:10
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 渡部委員長 陶久副委員長  
横田委員 湯浅委員 星加委員 福島委員 西川委員  
住友進一委員 橋本委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 正副議長 藤本議長 幸坂副議長
- 6 傍聴議員 水谷議員 久米議員 沢本議員 福谷議員 奥田議員  
佐々木議員
- 7 出席理事者 表原市長 山本副市長 坂本教育長 桑村政策監  
吉村市民部長 石本環境管理部長 吉岡保健福祉部長  
市瀬教育部長 東條市民生活課長 喜多人権・男女共同参画課長  
松原環境保全課長 中川文化振興課長 高山環境管理課長  
小川環境管理事務所長 小坂保険年金課長 石本福祉事務所長  
松江生活福祉課長 安富介護保険課長 田上こども課長  
日下保健センター所長 中橋教育総務課長 岡田学校教育課長  
湯浅生涯学習課長 岐人権教育課長 小西スポーツ振興課長  
松本学校給食課長 松村図書館長 清水税務課長  
佐坂秘書広報課長 他
- 8 事務局 阿部事務局長 谷崎課長補佐 天川主査
- 9 傍聴者 3名
- 10 記者席 1名

## 【 会議の概要 】

開 会 9 : 5 8

渡部委員長 　ただ今から、文教厚生委員会を開会いたします。開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。文教厚生委員長に就任させていただきました渡部友子と申します。よろしく願いいたします。陶久副委員長とともに、協力して議事の進行に努めてまいりたいと思っております。委員の皆様と理事者の皆様の御協力のもと、スムーズな議事の進行と活発な意見を出していただきたいと思いますと思っておりますので、どうぞ御協力、よろしく願いいたします。

　では、開会に当たりまして、表原市長から御挨拶をいただきます。表原市長。

表原 市長 　改めまして、おはようございます。本日も大変御多用の中、文教厚生委員会を開催いただきまして誠にありがとうございます。そして、今、御挨拶いただきましたが、今議会におきまして、新たに委員長として選任されました渡部委員長、そして陶久副委員長をはじめ、各委員におきましては、どうか十分な御審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

　さて、本委員会に提案させていただきます案件につきましては、条例の制定案1件、条例の一部改正案4件、令和4年度一般会計及び特別会計補正予算案6件、指定管理者の指定について、建築工事の請負契約の変更請負契約についての計13件でございます。詳細につきましては関係課長より御説明を申し上げますが、十分な御審議のうえ、御承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。本日も何卒よろしくお願いをいたします。

渡部委員長 　ありがとうございました。

　本委員会の審査案件は、付託されました市長提出議案13件と請願1件であります。

　審査に入る前にお願いを申し上げます。理事者の方は、議案の説明は自己紹介のあと、着席して行っていただいて構いません。委員の方は、発言の際には挙手をしていただきますようお願いを申し上げます。それでは、審査に入りたいと思います。

### 第1号議案 阿南市羽ノ浦スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の制定について

渡部委員長 　初めに、第1号議案 阿南市羽ノ浦スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。理事者の説明を求めます。小西スポーツ振興課長。

#### 【理事者説明 小西 スポーツ振興課長】

渡部委員長 　理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

　これより、第1議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第1号議案 阿南市羽ノ浦スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

---

---

第4号議案 阿南市立図書館図書充実基金条例の一部改正について

---

渡部委員長 次に、第4号議案 阿南市立図書館図書充実基金条例の一部改正についてを議題とします。理事者の説明を求めます。松村図書館長。

【理事者説明 松村 図書館長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。湯浅委員。

湯浅 委員 ちょっとお尋ねをいたします。この阿南市立図書館図書充実基金を効果的に活用するために取り崩し基金に変更するという事なんですけれども、具体的にどのようなかたちで効果的に活用しようと思っているのかお聞かせいただけたらと思います。

渡部委員長 松村図書館長。

松村 館長 那賀川図書館、松村です。湯浅委員の、条例改正後の基金の取り崩しについての質問にお答えいたします。

現在、本市では阿南駅周辺のまちづくりの中で新しい図書館の整備を目指して新図書館基本計画の策定を進めております。本基金は、旧阿南市立図書館の図書の充実を目的とした寄附金が財源となっておりますことから、この新しい図書館ができるときに基金を取り崩して蔵書をそろえることが、寄附してくださった方々のお気持ちに沿うものと考えております。新しい図書館は、まちづくりにおいてコア機能の一つとして位置づけていることから、新図書館の図書の充実のために本基金を有効に活用してまいりたいと考えております。以上、お答えといたします。

渡部委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 ありがとうございます。基本的に活用はしていくべきだと思いますが、寄附をいただいた方の思いに沿えるようなかたちでこの基金を活用していただけたらと思いますのでよろしく願いいたします。

渡部委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第4議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第4号議案 阿南市立図書館図書充実基金条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

---

第5号議案 阿南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

渡部委員長 次に、第5号議案 阿南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。理事者の説明を求めます。湯浅生涯学習課長。

【理事者説明 湯浅 生涯学習課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
これより、第5議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第5号議案 阿南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

---

第6号議案 阿南市国民健康保険診療所条例の一部改正について

渡部委員長 次に、第6号議案 阿南市国民健康保険診療所条例の一部改正についてを議題としま

す。理事者の説明を求めます。小坂保険年金課長。

【理事者説明 小坂 保険年金課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
これより、第6議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、『第6号議案 阿南市国民健康保険診療所条例の一部改正について』は原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

---

---

第8号議案 阿南市消費生活センター条例の一部改正について

---

渡部委員長 次に、第8号議案 阿南市消費生活センター条例の一部改正についてを議題とします。  
理事者の説明を求めます。東條市民生活課長。

【理事者説明 東條 市民生活課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
これより、第8議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第8号議案 阿南市消費生活センター条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

---

---

第9号議案 令和4年度阿南市一般会計補正予算（第6号）について（関係部分）

---

渡部委員長 次に、第9号議案 令和4年度阿南市一般会計補正予算（第6号）についてのうち、本委員会に関係する部分を議題とします。  
第9号議案は全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。横田委員。

横田 委員 市長の所信にもございました、子ども第3の居場所づくりなんです、370万円の設計業務委託料が計上されております。これについて、少し説明をしていただきたいと思います。

渡部委員長 石本福祉事務所長。

石本 所長 福祉事務所長、石本です。地域共生推進課長事務取扱となっております。横田委員の御質問にお答えいたします。  
設計業務委託料としての370万円でございますが、子ども第3の居場所につきましては、阿南市阿南社会福祉会館の3階部分を予定しております。内装の改修工事となりますが、施設が何分古いため、トイレの改修であったり、食事提供のためのキッチンの設置、改修に伴う電気工事など、改修の内容は多岐にわたります。この部分の設計業務委託費用となっております。以上、御答弁いたします。

渡部委員長 横田委員。

横田 委員 社会福祉会館の3階を使うということなんですね。以前からいろいろ耳にしている子どもの第3の居場所づくりなんです、これ、B&Gからの市長のお話、所信にもございましたように、補助金で作られるということなんです、今、3階を改修して作られるとなりますと、子どもの利用者はどのぐらいを想定して作られるのでしょうか。

渡部委員長 石本福祉事務所長。

石本 所長 横田委員の御質問にお答えいたします。  
子ども第3の居場所の対象者、受け入れ人数でございますが、対象者につきましては共働きで孤立、不登校、その他、支援が必要な子どもを対象としております。定員20人を想定しております。以上、お答えいたします。

横田 委員 この間の一般質問の中で、今、阿南市で大体、不登校の方は200人ぐらいいらっしゃるという御答弁をいただいているんですが、教育センターというんですか、あそこでもふれあい学級とかで支援をされておりますし、また、民間のフリースクール、施設もあると思うんですが、大体、似たような境遇の子どもたちを指導していくという施設だと思えます。そういった中で、不登校でも引きこもりの不登校と、どこかの居場所を求めている不登校というんですか、そういう方たちがいらっしゃると思うんですが、これ、教育長、引きこもりの不登校と、どこか施設でいらっしゃる方と、大体、引きこもりの方はどの程度いらっしゃるのでしょうか。

渡部委員長 岡田学校教育課長。

岡田 課長 学校教育課長、岡田でございます。御質問、ありがとうございます。  
現在、阿南市内で、昨年度の数字になりますけれども、先日の答弁でもお答えいたしましたように、196名程度の子どもが、昨年度で不登校ということになっております。不登校の定義につきましては、年間30日の欠席を超えた段階で不登校というかたちになりますので、本年度につきましてはそれだけの数字はないのが現状でございます。現在、本年度、ふれあい学級、いわゆる教育支援センターの設備であります、本市のふれあい学級を活用しております生徒が28名おりますことから、単純に計算をいたしますと、それより、かなりの数の子どもたちが現在はふれあい学級を活用できていないかたちでの不登校というかたちになります。  
引きこもりという言葉がございましたけれども、それについての言葉の定義につきましては、ちょっと明確ではございませんので、昨年度であれば196名の不登校のうち、本年度でふれあい学級を活用できている生徒が28名、そのほか、フリースクール等を活用している子どもについては、本年度ではある程度の数はあるんですけども、それが不登校というかたちでフリースクールを活用している場合もあればそうでない場合もございますので、明確な数字については現在、こちらでは把握できていないということでございます。以上、お答えいたします。

横田 委員 ありがとうございます、突然の質問で。  
このような第3の居場所づくりというのは、私どもとしたらたくさん増やしてほしいと思うんですけど、このB&Gの施設を使って20人程度、20人というのが常時いないので、40人も50人も人が20人程度使えるような施設と、そういうことで理解してよろしいのでしょうか。常時受け付けてされているわけではないと思うので。これから3年間で開設に結べると。まだ決まっていないところもあると思う。

渡部委員長 石本福祉事務所長、お答えいただけますか。

横田 委員 それと、20人を固定して指導といいますか、預かってからやっていかれるのでしょうか。

渡部委員長 小休いたします。

---

小 休 10:30~10:31

---

渡部委員長 では、再開します。  
石本福祉事務所長。

石本 所長 福祉事務所、石本です。横田委員の御質問にお答えいたします。  
定員が20名以内となっております。開設につきましては、工事の進捗状況にもよりますが、令和6年4月から開設予定としております。以上、お答えいたします。

渡部委員長 横田委員。

横田 委員 そうしたら、この事業は一応、3年間の補助がB&Gのほうから支援していただけるという事業になっているようにホームページ等に載っているんですが、そうすると、3年後の期間とか運営の仕方とかいうものも計画に入れられて申し込みをしていると思いますが、現時点ではどのような運営といいますか、考えておられるのか。それについての経費等はどのように考えられているのか、ちょっと教えていただけたらと思います。

渡部委員長 石本福祉事務所長。

石本 所長 福祉事務所、石本です。横田委員の御質問にお答えいたします。

B & G財団の助成金の活用の条件が定められておまして、事業実施体制として、自治体運営、外部団体への運営委託、外部団体への補助事業のいずれかの方法で実施することとなります。また、外部団体へ依頼する場合の条件として、特定非営利活動法人、社会福祉法人等の非営利活動公益事業を行う団体となっておりますことから、条件に基づいた運営方法を、現在、検討しているところでございます。

また、4年目以降の運営費につきましては、運営団体による自主財源が確保できる事業の在り方について検討するとともに、国の交付金等を活用するなど、財源確保に努めてまいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

渡部委員長 横田委員。

横田 委員 そうすると、直営でなしに、いろいろ、社会福祉法人とか、いろいろな方々の協力を得ながら考えていくと、補助金をいただきながらと。もちろん、補助金だけでなかなか済まないと思うので、大体、見てみますと、お金を払って子どもをちゃんとした預かりの形式を取られていると思う。今後とも、できるだけ阿南市がかかわって、よりよい、それももっと人数を増やした、今、それだけの不登校の方がいらっしゃるんですから、隠れた需要というのが非常に多いと思うので、このような事業をますます増やして欲しいと思います。以上です。

渡部委員長 ほかに質疑ありませんか。陶久副委員長。

陶久副委員長 ちょっと今の質問に関連させていただくんですけども、受け入れ人数が20名以内ということであつたんですけども、これって、設置基準というのがもしもあれば、1人当たりの面積がどれぐらい要るとか、そういう細かい規定というのはあるのでしょうか。

ちなみに、あそこの3階フロア全体の床面積がどれぐらいあるのかによっても、多分、かかわってくると思います。ちょっとそこら、もしわかるのであればお答えいただけたらと思いますので、よろしく申し上げます。

渡部委員長 石本福祉事務所長。

石本 所長 福祉事務所、石本です。陶久委員の質問にお答えいたします。

先ほど、横田委員のお答えの中で、定員が20名以上と申しましたが、15名以上になっております。訂正させていただきます。

それで、今の陶久委員の御答弁ですが、基準はございます。2種類ございまして、常設ケアモデル、もう一つが学習生活支援モデル。阿南市が行おうとしておりますのは学習生活支援モデルのほうでございます。

次に、阿南社会福祉会館3階フロアの面積でございますが、共有部分を除いて、約200平方メートルでございます。以上、お答えいたします。

渡部委員長 副委員長。

陶久副委員長 どうもありがとうございます。ということで、200平方メートルあるということなので、370万円の予算で今回、設計業務委託をされるんですけども、当然、確認申

請を取らないといけないということになると思いますけれども、その費用も含まれるものなのかどうかということと、あと、やはり建物の種類が、3階が、今の現況では多分、事務所というかたちでの建物の種類だと思うんですけども、今回、こういう児童に関する居場所づくりというかたちになりますので、建物の種類というのがどのようなのか。

なぜ、こんな面倒くさいことを聞いているかということ、学校教育施設となった場合、採光規定ですね、光が入ってくる規定というのがありまして、最低でも床面積の7分の1以上の開口面積がなければそういうものに供せないという規定があります。当然、そういうことを事前に調査されて、定員とか、居場所づくりの面積などが決められたと思うんですけども、そういう事前調査にちょっと影響してくると思いますので、確認申請を取らなければならない建物であるということであれば、そこらのことは十分、検討されていると思いますので、どうですか。確認申請の費用も含まれていますかということがわかれば、わかれば結構ですので、お答えいただけたらと思います。

渡部委員長 小休します。

---

小 休 10:38~10:39

---

渡部委員長 再開します。  
石本福祉事務所長。

石本 所長 福祉事務所、石本です。陶久委員の御質問にお答えいたします。  
確認申請は不要でございます。これは、県民局に確認済みでございます。以上、お答えいたします。

渡部委員長 副委員長。

陶久副委員長 ありがとうございます。いずれにせよ、フリースクールとか、本当に新しい制度上の、そういう使用用途とか増えてきていますので、それを運営する場所については何らかの規定というのは必ずかかってきます。それが、やっぱり既存不適合にならないような事業計画というのが必ず必要だと思いますので、是非、頭の隅に入れていただいて、事業の計画を立てていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

渡部委員長 ほかに質疑ありませんか。住友進一委員。

住友進一委員 多分、説明していただいていると思うんですが、再度、お伺いをいたします。  
56ページの小学校費の営繕費630万、それから中学校の営繕費230万、それと中学校の校舎改修事業770万について、再度、説明をお願いいたします。

渡部委員長 中橋教育総務課長。

中橋 課長 教育総務課の中橋です。住友委員の御質問にお答えいたします。  
まず、小学校営繕費630万円の内容につきましては、小学校の施設に係る修繕費でございまして、工事に該当しないような修理、修繕に係る費用で、例えば教室のエアコンの故障や浄化槽のポンプ等の修理、また、教室の床の修繕等、緊急を要するものや突発的な故障の発生など、当初の計画においては予見できない修繕が重なりましたので、今回、補正予算を計上させていただいたものでございます。

中学校の営繕費230万円につきましても、小学校の修繕費と同様の考え方でございます。ただ、中学校は小学校に比べて学校数も少なく、また、比較的施設が新しいということもございますので、金額は230万円ということになっております。

続いて、中学校の校舎の改修事業費770万円の内容でございますが、これは阿南第二中学校の、普通教室棟の屋上の改修工事費でございます。内容につきましては、今年9月18日に台風14号が発生、影響がございまして、普通教室棟の屋上の防水が一部、被害を受けました。調査をしましたところ、老朽化も進んでおりましたので、この直接的な被害を受けた部分だけではなく、併せて老朽化しているところの補修を全体的にするということになりました。一旦、部分補修をして仮復旧をしておりましたが、大雨の際には雨漏りが発生するようになっておりましたので、早急な改善が求められておりましたので、今回、補正の予算を計上させていただきました。以上、御答弁いたします。

渡部委員長 住友進一委員。

住友進一委員 ありがとうございます。私、以前から大きな工事については計画的にやっているということで理解はしておりますが、その後の小さい修理については、学校のほうからはかなり要望が出てきていると思うんですね。そういうのを、こういうかたちである程度まとまって、2年に一度とかで修繕をしていくということ、今まで多分、今もかなりの件数が挙がってきていると思うんですけど、その分を何年かに減らして、修理をしていくというようなやり方でないと、なかなか小学校、中学校からの要望に対して計画的にとするのは非常に難しいと思うんです。なので、小学校であれば630万、補正でつけておりますが、そういうかたちで、私がいっていたのは、市長選挙の年にはこういうかたちでやればいいのかと。4年に一度くらいはこういうことをちゃんとやっていたら、かなり要望が少なくなっていくのではないかとという提言を、今まではしていたと思いますが、今回、それに似たようなかたちでやっていただいているので、ありがたいと思っていますので、今後もそのようにまとめたらいいかなと思います。以上です。

渡部委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第9号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第9号議案 令和4年度阿南市一般会計補正予算(第6号)についてのうち、本委員会に係る部分は原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

---

---

第10号議案 令和4年度阿南市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について

---

渡部委員長 次に、第10号議案 令和4年度阿南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
についてを議題とします。理事者の説明を求めます。小坂保険年金課長。

【理事者説明 小坂 保険年金課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡部委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
これより、第10号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異  
議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第10号議案 令和4年度阿南市国民健康保険事  
業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

---

第11号議案 令和4年度阿南市加茂谷診療所事業特別会計補正予算（第1号）について

---

渡部委員長 次に、第11号議案 令和4年度阿南市加茂谷診療所事業特別会計補正予算（第1号）  
についてを議題とします。理事者の説明を求めます。小坂保険年金課長。

【理事者説明 小坂 保険年金課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡部委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
これより、第11号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異  
議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第11号議案 令和4年度阿南市加茂谷診療所事  
業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

---

---

第 1 2 号 議 案 令 和 4 年 度 阿 南 市 夜 間 休 日 診 療 所 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 ) に つ い て

---

渡 部 委 員 長 次 に、第 1 2 号 議 案 令 和 4 年 度 阿 南 市 夜 間 休 日 診 療 所 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 ) に つ い て を 議 題 と し ま す。理 事 者 の 説 明 を 求 め ま す。日 下 保 健 セ ン タ ー 所 長。

【理 事 者 説 明 日 下 保 健 セ ン タ ー 所 長】

渡 部 委 員 長 理 事 者 の 説 明 が 終 わ り ま し た の で 質 疑 に 入 り ま す。質 疑 ご ざ い ま せ ん か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡 部 委 員 長 質 疑 な し と 認 め、質 疑 を 終 結 い た し ま す。  
こ れ よ り、第 1 2 号 議 案 を 採 決 い た し ま す。本 件 を 原 案 の と お り 可 決 す る こ と に 御 異 議 ご ざ い ま せ ん か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡 部 委 員 長 御 異 議 な し と 認 め ま す。よ っ て、第 1 2 号 議 案 令 和 4 年 度 阿 南 市 夜 間 休 日 診 療 所 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 ) に つ い て は 原 案 の と お り 可 決 さ れ ま し た。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

---

---

第 1 3 号 議 案 令 和 4 年 度 阿 南 市 椿 診 療 所 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 ) に つ い て

---

渡 部 委 員 長 次 に、第 1 3 号 議 案 令 和 4 年 度 阿 南 市 椿 診 療 所 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 ) に つ い て を 議 題 と し ま す。理 事 者 の 説 明 を 求 め ま す。小 坂 保 険 年 金 課 長。

【理 事 者 説 明 小 坂 保 険 年 金 課 長】

渡 部 委 員 長 理 事 者 の 説 明 が 終 わ り ま し た の で 質 疑 に 入 り ま す。質 疑 ご ざ い ま せ ん か。住 友 進 一 委 員。

住 友 進 一 委 員 先 ほ ど の も の も 同 じ と 思 う ん で す け れ ど も、こ の マ イ ナ 保 険 証 が 使 え る よ う に す る と い う こ と で パ ソ コ ン を 購 入 す る と い う こ と だ っ た ん で す け れ ど も、こ れ は ソ フ ト も 含 め て と い う こ と で よ ろ し い ん で す か。

渡部委員長 小坂保険年金課長。

小坂 課長 保険年金課、小坂です。住友委員の御質問にお答えいたします。  
ソフトも含めての経費でございます。以上、お答えいたします。

渡部委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
これより、第13号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第13号議案 令和4年度阿南市椿診療所事業特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

---

渡部委員長 ここで15分間、休憩をいたします。11時15分から再開いたします。

---

休 憩 11:02~11:13

---

渡部委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### 第14号議案 指定管理者の指定について

---

渡部委員長 第14号議案 指定管理者の指定についてを議題とします。理事者の説明を求めます。  
小西スポーツ振興課長。

【理事者説明 小西スポーツ振興課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
これより、第14号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第14号議案 指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

---

第15号議案 阿南市羽ノ浦屋内運動場建設工事のうち建築工事の請負契約の変更請負契約について

渡部委員長 次に、第15号議案 阿南市羽ノ浦屋内運動場建設工事のうち建築工事の請負契約の変更請負契約についてを議題とします。理事者の説明を求めます。中橋教育総務課長。

【理事者説明 中橋 教育総務課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
これより、第15号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第15号議案 阿南市羽ノ浦屋内運動場建設工事のうち、建築工事の請負契約の変更請負契約については原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

---

第18号議案 令和4年度阿南市一般会計補正予算(第7号)について(関係部分)

渡部委員長 次に、第18号議案 令和4年度阿南市一般会計補正予算(第7号)についてのうち、本委員会に関係する部分を議題とします。第18号議案は全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
これより、第18号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第18号議案 令和4年度阿南市一般会計補正予算(第7号)についてのうち、本委員会に関係する部分は原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

---

請願第2号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願

渡部委員長 続きまして、請願の審査に入ります。請願第2号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願を議題といたします。まず、事務局に要旨の朗読をいただきます。

【事務局 朗読】

渡部委員長 ありがとうございます。本件に関して、理事者の見解を伺います。岡田学校教育課長。

【理事者見解 岡田 学校教育課長】

岡田 課長 学校教育課、岡田でございます。委員長の許可をいただいておりますので、着座にて失礼いたします。請願第2号について、理事者の見解を申し上げます。

阿南市内小中学校の不登校の状況についてでございますが、平成28年より毎年増加の傾向にあり、令和3年度の不登校児童生徒数は、小学校で78名、中学校で118名、計196名は、3年前と比べまして約2倍の数値となっております。加えて、保健室や相談室等の別室登校や、オンライン等による学習を実施している児童生徒もおりますことから、潜在的な不登校といえる児童生徒も一定数いるものと思われま

す。本市では、教育機会確保法にも示されております教育支援センターの設置並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置といたしましてふれあい学級を設置し、学びの場の確保に努めており、子どもたちは日々、学習や活動に取り組んでおりますが、本年度の在籍数は28名であり、学校以外の学びの場を模索している児童生徒、保護者はほかにも多く存在するものと思われま

す。フリースクール等の民間施設についてでございますが、フリースクールとは、文部科学省のウェブサイトの定義によりますと、一般には不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設のことを指しており、民間の自主性、主体性のもとに設置、運営されているものとされております。平成27年度に文

部科学省が実施した調査におきましては、全国で474の団体、施設が確認されております。徳島県内のフリースクールについてでございますが、県教育委員会が把握しているもので7カ所ございますが、これはあくまで県教委が把握しているもので、実際にはこれより多く存在すると考えられ、その規模や利用している児童生徒数については正確にはわからないとのことでございます。本市におきましても一定数の児童生徒がフリースクールを利用しており、不登校の状態から新たな学びの場としてフリースクールの利用を選択している児童生徒もおります。

フリースクール等の民間施設を利用する際の会費等の状況につきましては、平成27年度、文科省の調査で月3万3,000円程度と示されておりますが、その負担の軽減に対する国からの財政的な措置は、現在ないことから、本市におきましても、フリースクール等の民間施設を利用している児童生徒の保護者がそのための経済的負担を担っております。教育機会均等法の附帯決議においては、不登校の児童生徒がいわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担軽減のための経済的支援についての在り方について検討し、その結果に基づき、必要な財政上の措置を講ずることと示されており、本市にも、新たな学びの場としてフリースクール等を利用している児童生徒も存在していることから、教育委員会といたしましても、不登校児童生徒に対する多様な学習機会の確保のため、国が負担軽減のための経済的支援の在り方を検討し、財政的な措置を講じていただけることについては望ましいことであると考えております。

以上、本請願に対する理事者の見解とさせていただきます。

渡部委員長

ありがとうございました。

これより本請願について、委員から御意見をいただきたいと思っております。星加委員。

星加 委員

ただ今、理事者の見解が発表されております。そして、本請願は令和4年10月17日に請願書が出されております。そして、令和3年度の全国不登校児と生徒数が24万4,940人、徳島県で1,327人と報道がございました。さらに、年々増加しているのが現状でございます。そして、教育研究所からいただいたデータによりますと、令和3年度の本市における不登校児童数ですが、岡田課長が先ほどおっしゃられましたように、196人に対しまして、同年のふれあい学級の人数が28名ということでございますが、1日当たりの平均通級者数は6.58人。フリースクールの通学児童数ですが、それは、生徒数は19人ということでございます。その他の子どもたちはどこで過ごされているのでしょうか。ただ今、請願書が事務局より読まれました。請願書にあるように、金銭的なことでフリースクールへの通学をあきらめられている児童生徒もいると思っておりますし、また、不登校児童生徒が過ごせる居場所も、不登校の児童生徒数に対して少ないのではないかと考えております。

憲法第26条の、全ての国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有しています。また、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律に記載されているように、全ての子どもが教育を受ける権利を享受するためには、この請願書は必要なことであると思っておりますので、賛成をいたします。以上でございます。

渡部委員長

橋本委員。

橋本 委員

私も賛成の立場から発言をさせていただきます。

難しいことはわかりませんが、多様性を持った子どもたちの居場所づくりを支援するためにも、この阿南市で育つ子どもたちは、全て支援をしていかなければいけないと思っております。そして、それにはやっぱり、国のほうでの法整備をもって地方で

準ずるということをするスムーズに、前向きに進むのではないかと思うので、至急、この請願を出していただきたいと思います。以上です。

渡部委員長 住友進一委員。

住友進一委員 私もこの請願については賛成の立場で意見をさせていただきます。

先ほど、星加委員、それから橋本委員から詳しくお話をいただきましたので、その部分はもう割愛しますが、この請願の中に意見書として項目が何件か入っておりますけれども、この項目1、2だけでは不十分だと考えます。意見書を出す場合には、このフリースクール等の民間施設に対する支援、経済的支援制度の確立ということが2番目にありますけれども、このフリースクールの定義等がよくわかりませんので、もし、この項目にもう一つ追加をしていただいて、意見書の中に、フリースクール等民間施設に経済的支援をする場合の基準を明確にするという意見を盛り込んでいただくことを要望して、賛成意見といたします。

渡部委員長 星加委員。

星加 委員 住友進一委員の発言ですが、本当にその通りだと思います。フリースクールは定義がされていないからこそ、そこに行きついた児童生徒に多様な学びを提供できていると思います。しかし、住友委員の御提案の通り、請願事項の2の、フリースクール等の民間施設に経済的支援をするにあたっては、民間施設を支援するための基準は必要だと思います。住友進一委員の提案の通りだと思います。

渡部委員長 横田委員。

横田 委員 理事者の見解を聞きましたし、それぞれ、委員の賛成のお話も聞きました。大体、いつくされていると思いますし、私どももちろん大賛成でございます。

ただ、しかし、フリースクールを法の下に入れるかどうかについては、フリースクール側のいろいろな条件もあると思うので、その点は熟慮していただいて、法的なところに属さないという考え方も一部、フリースクールの中ではあると、そのようにも聞いております。しかし、この請願については大賛成でありますので、私どもの会派は、皆、そうであります。そういうことです。

渡部委員長 ほかに御意見ありませんか。西川委員。

西川 委員 私からも1点で、国税庁のホームページにある、「わたしたちの生活と税」って、令和4年度版があるんですけども、その中でも公立学校の児童、生徒1人当たりの公費負担教育費が、小学生で約92万8,000円、中学生で109万1,000円とデータが出ております。公立の小学校に通えないという状態は、やはりこの金額の公費負担の恩恵を受けられていないということに加えて、フリースクール等の民間施設に通う場合、平均月3万3,000円程度の支出というのは、本当に家庭にとっても負担が大きくなっているといえます。

この請願に賛成して、やっぱり国に対して学びの権利であったりとかを保障するために、不登校児童生徒への経済的支援を、やはり要請していくべきではないかと考えます。以上です。

渡部委員長 ほかに御意見ございませんか。

今までのところ、採択との御意見でございます。ほかに御意見なしでよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長     では、意見なしと認めます。  
これより請願第2号を採決いたします。  
本請願を採択することに御異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長     御異議なしと認めます。よって、請願第2号「不登校児童生徒に対して多様な学習  
機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願は全会  
一致で採択と決しました。

本請願は意見書の提出が求められています。審査の中で委員の皆様からいただきました  
意見を踏まえて、後日、意見書を作成し、委員長名で閉会日に議員提出議案として提  
出したいと思いますが、意見書の文案については委員長に御一任いただきたくと思いま  
すが御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長     ありがとうございます。それでは、意見書を作成して、閉会日に議案を提出させてい  
たいただきますので、よろしく願いいたします。

---

質 疑 終 了・採 択  
全 会 一 致 採 択

---

渡部委員長     以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

---

#### 一 般 質 問

---

渡部委員長     これより、本委員会の所管に係る一般質問をお受けしたいと思います。通告がござい  
ますので質問をお願いいたします。通告順に指名させていただきます。橋本委員。

橋本 委員     失礼します。私からは3点、お願いしたいと思います。一問一答でお願いします。  
まず1問目、阿南市のスポーツ総合センターへのネーミングライツ制度の導入につい  
てお伺いいたします。これはしんきんサンアリーナという名目ですけれども、金額、そ  
して使い道、使途ですね。それと、他市と比べて金額はどうかということをお願い  
いたします。

渡部委員長     スポーツ振興課、小西課長。

小西 課長     スポーツ振興課、小西でございます。よろしく願いいたします。橋本委員の、ネー  
ミングライツ制度の導入についての御質問にお答えいたします。

阿南市スポーツ総合センターのネーミングライツ事業につきましては、去る7月1日  
から8月1日まで募集を行ったところ、阿南信用金庫様の1団体から申し込みがござい  
ました。去る12月5日には調印式も執り行いました。阿南信用金庫様から御提案をい

ただいた愛称はしんきんサンアリーナで、相性付与に係るネーミングライツ料につきましては、消費税及び地方消費税を含む年額150万7,000円でございます。

使途につきましては、阿南市ネーミングライツ事業実施要綱第3条第3項の規定に基づき、阿南市スポーツ総合センターの備品等の購入や施設の維持管理費用に充てるなど、利用者サービスの向上に活用していきたいと存じます。

他市と比べて金額がどうなのかの御質問についてでございますが、類似施設として徳島市立体育館の愛称、とくぎんトモニアリーナにおきましては、ネーミングライツ料は年額605万円、年間利用者数は約40万人で、1人当たりに対する広告の単価として置き換えますと約15円となっております。今回、申し込みをいただいたしんきんサンアリーナにつきましては、ネーミングライツ料年額150万7,000円、年間利用者数は約12万人で、1人当たりに対する広告の単価として置き換えますと、約13円となっております。以上、お答えいたします。

渡部委員長 橋本委員。

橋本 委員 ありがとうございます。サンアリーナの利用者に対して、今後、サービスの向上に向けて頑張っていたきたいですが、少なくとも不満が来ないようにお願いいたします。

2点目です。阿南市立新図書館基本計画についてですが、12月定例会の市長所信で、阿南市立の新図書館基本計画の策定の中でワークショップをされたそうですね。参加された5名の高校生の方からは、若い視点で一味違った改善策が出されましたということでした。ほかの参加者からの驚きの感想が寄せられたという斬新な意見、どういう意見だったのか教えてください。

渡部委員長 松村図書館長。

松村 館長 図書館、松村です。よろしくお願いたします。橋本委員の、ワークショップで出された高校生の意見についての御質問にお答えいたします。

第1回ワークショップでは、「阿南市立図書館の課題を考えよう」をテーマにしまして、いいところと伸ばしたいところ、そして足りないところ、改善したいところについて、四つのグループに分かれて意見を出し合いました。高校生のグループからは、まず阿南市立図書館アプリを作って、スマートフォンが利用者カードとなって貸し出しができるようにして、今はレシートという貸出資料のタイトルと期限を印刷した紙をお渡ししているんですけども、これをアプリの中でわかるようにするという提案がありました。また、駅の中に図書館を作って施設を複合させるという、複合施設を駅の近くに作るというのではない提案もありました。そして、子ども向けや大人向けの展示だけではなく、中高生に特化したコーナーを作る、あるいは中高生に特化したイベントを開催するという提案もございました。

ワークショップの参加者22名の方は、高校生5名を除きますと平均年齢が65歳でしたので、かなり年齢の幅がありまして、スマホが当たり前の世代の高校生から利用者カードもレシートもなくすということが提案され、さらに、あまり図書館を利用しないとされております高校生自身が、自分たちが望む図書館サービスとは何かというものを提案したということが、ほかの参加者様から見ると新鮮に感じられ、そのような意見が寄せられたのではないかと考えております。以上、お答えいたします。

渡部委員長 橋本委員。

橋本 委員 ありがとうございます。もう一つ、教えてください。図書館に行って本を借りる。そのアプリで借りるということですか。アプリって、そういうようなカードで借りるよう

にするということ。

渡部委員長 松村図書館長。

松村 館長 橋本委員の御質問にお答えします。よく、民間の店舗が持っておりますアプリ、スマートフォンの中に入っているコマンドで、そのコマンドを開けるとその店舗のカードが示されて、それをレジで差し出してバーコードリーダーで読むと、もうそれで、その方の個人情報が店舗のほうでわかるというシステムがあると思うんですけども、あれと同じように、スマホを差し出せば、そこに貸出カードのバーコードが出るということを考えているのだと思います。以上、お答えいたします。

渡部委員長 橋本委員。

橋本 委員 私、ぼけていたような気がしました。今回、質問したことと、ちょっとデジタル化をもう少しわかりやすくしてくださいね、ということで、若い人の意見は、そらそうだと思います。しかしながら、やはり65歳までの方が来て会をしたということだったら、デジタルでそういうふうに、アプリを見せてする、ちょっと私も本が借りにくくなったと思いました。そんなことがないようにしますのでよろしく願いしたいと思います。

それともう1点、最後の質問になりますが、先般、12月15日の徳島新聞の中に、阿南市那賀川町小延で、新居希予さん、三豊さん親子が短編小説「竜の呪いと森の子ども」を電子書籍で出版したそうです。これで、図書館でこれを置けないかなということで、地域の文学の作家を応援していこうということなんですけれども、さらなる阿南市の文化振興を目指していきませんかということで、どうでしょう。図書館のほうで何かお力添えがいただけないかなと思って、ちょっと提案させていただきたいんですが。

渡部委員長 松村図書館長。

松村 館長 橋本委員の御質問にお答えいたします。

地元で活動されている作家、あるいは地元出身の作家の活動を、広く市民の方に伝えて応援していくということは図書館の役割であると考えております。この度、新聞に掲載されました新居様とは、先日、連絡を取らせていただきました。今は電子書籍として出版されておりまして、冊子としての出版はまだされていないということでしたので、本の挿絵となりましたコンピュータグラフィック、パソコン上で描かれた絵なんですけれども、こちらのほうを提供いただけるというお返事をいただきましたので、この絵と、それから新聞の記事、こちらを図書館のほうに掲示して広報させていただくことを計画しております。以上、お答えとさせていただきます。

渡部委員長 橋本委員。

橋本 委員 ありがとうございます。早速お話ししていただいているということで、阿南には、御存知のように羽尻さんをはじめ、活躍されている作家さんがほかにもいらっしゃいますよね。裾野が広がっていくということはものすごくいいことだと思うので、文学的な、阿南市としてもぜひ、応援をお願いしたいと思います。

実は最後に、全20ページで、挿絵をフルカラーで、Kindleストアで300円で購入できるということで、これは私も買えるなと思って、何冊か買ってと思ったら、私と市長は、やっぱり寄附になりますので、買えませんので、副市長と教育長に買ってもらって、それで図書館へ寄附してもらおうと思っていたんですが、これ、違うんですね。Kindleで買うということ、また、それも私、わからなかったんです。なので、ま

た、図書館のほうでよろしく、要らないことをいいましたけど、よろしく願います。以上です。

渡部委員長     では、次に住友進一委員。

住友進一委員   3点ほどあります。一問一答でお願いしたいと思います。3問と、それと要望が1件あります。

    要望から先についておきます。9月の定例会で、代表質問の中でJ Aアグリの陸上競技場の電光掲示板の要望をさせていただきました。まだ、何も姿形が全然見えないという状況でございますので、また、できるだけ早く電光掲示板がつくように、よろしく願いをいたします。それが要望です。

    それでは、質問にまいります。1点目は、マイナンバーカードの健康保険証利用、マイナ保険証についてでありますけれども、本会議でも質問が出ていたと思いますけれども、各医療機関、あるいは薬局等でも導入に向けていろいろ取り組みをされていると思いますが、その導入に向けての今後のスケジュールについて、来年の4月からは義務づけられるという話でございましたけれども、どのようなスケジュールで、今、指導なりされているのかお伺いいたします。

渡部委員長     小坂保険年金課長。

小坂 課長     保険年金課、小坂でございます。住友進一委員の、マイナンバーカードの保険証利用についての御質問にお答えいたします。

    令和4年9月の法改正により、現在、書面による診療報酬の請求を行っている保険医療機関等を例外とし、保険医療機関及び保険薬局で患者が健康保険証とひもづいたマイナンバーカードを利用する際に、保険資格の確認が行えるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならないとされ、令和5年4月1日から施行されることとなっております。電子データで診療報酬の請求を行っている医療機関等では、令和5年3月末までに、オンライン資格確認システムの導入を完了すれば補助金が活用できることから、現在、準備を進め、4月からの運用を開始する保険医療機関等も増えてくることが見込まれますので、今後、さらにマイナンバーカードの健康保険証利用が進み、利便性が高まるものと考えております。以上、お答えといたします。

渡部委員長     住友進一委員。

住友進一委員   ありがとうございます。今、市内全般的なことをお話していただいたんですけども、阿南医療センターについてはどのようなスケジュールで導入されるようになっているのかお伺いいたします。

渡部委員長     日下保健センター所長。

日下 所長     保健センター、日下でございます。よろしく願います。

    委員御質問の、阿南医療センターのマイナンバーカード導入につきましては、問い合わせしましたところ、来年度の1月より運用を開始していくということでお聞きしております。以上、お答えとします。

渡部委員長     住友進一委員。

住友進一委員   了解をいたしました。もう少し早いのかなという思いもしてはいたんですが、4月から

は確実に使えるということで、わかりました。

それと、あと、先ほど、阿南医療センター関係の質問もしてしまいましたけれども、阿南医療センターは令和元年の5月に開院をしております。その開院にあたっては、阿南市のほうから多額の費用を補助いたしております。41億円ぐらいです。保健センターとか、前の道を入れればまだかなり増えてくるかと思えますけれども、医療センター自体には約41億円を補助して建設をし、元年の5月に開院をしております。その中で、41億のお金を補助するにあたって、市民病院ではないんですけれども、市民病院的に、市民の意見が反映できるような仕組みを作らなければならないということで、阿南地域医療協議会というのが設立されたと記憶しております。元年5月からですから、今、4年ほどたっておりますけれども、その協議会の開催回数と、どのような議論がされたのか、まずお伺いいたします。

渡部委員長 日下保健センター所長。

日下 所長 住友委員の、阿南市地域医療協議会の開催回数と協議内容についてお答えします。

阿南市地域医療協議会は、JA徳島厚生連と阿南市医師会及び本市が、阿南医療センター開院後の、新たな円滑な協力支援を行うための協議機関が必要とのことから、本市及び阿南市医師会の強い要望により設置をされた協議会でございます。協議会の事務局はJA徳島厚生連が担当し、原則として年1回、開催することとしております。これまでに4回、開催しております。本年については先月、11月18日に、第4回阿南市地域医療協議会を開催しております。協議内容についてでございますが、阿南医療センターの運営状況、医師の確保状況について議題として協議したところでございます。以上、お答えとさせていただきます。

渡部委員長 住友進一委員。

住友進一委員 淡白な回答、ありがとうございます。

続いて質問をしていきます。当初から医師不足というのがいわれておりました。開院当時から医師不足という状況で、かなり医師確保に対して、かなり活動をしていただいていたと思うんですけれども、現状について、どのような状況になっているのかお伺いをいたします。

渡部委員長 日下保健センター所長。

日下 所長 住友委員の、医師不足の状況についてということでお答えします。

阿南医療センターに確認しましたところ、医師数につきましては、開院時より総数は増えているものの、60歳以上の非常勤医師に補われているところでありまして、現状では若い常勤医師の確保が必要で、その関係で医師数は十分でない、病院としても認識しているようでございます。現在、本市では医師確保のための地域医療拡充支援事業として、医師の派遣に係る事業について支援を行っておりますことから、今後についても、阿南医療センターのよりよい医療提供、診療体制拡充のための支援を継続してまいりたいと考えております。以上、お答えとさせていただきます。

渡部委員長 住友進一委員。

住友進一委員 ありがとうございます。私が聞く限りでは、やはり開院当初からみるとかなり充実はしてきたというふうには聞いておりますけれども、私もこの医療センターにかかっておりますが、担当医が1年の間に2人も変わるというようなこともありましたので、ちょ

っとその辺も確認をしてみますと、医師の異動については何ともできないみたいな話をされておりましてけれども、やはり患者に取りましたら、医師との信頼関係が非常に大事になりますので、あまり短期間で異動というのはあまり好ましくないのではないかと思いますので、また何かの、この協議会等の中でお話をさせていただければと思います。

それとあと1点。センター内で一つの科にかかっている、次の、違う科を紹介してもらおうときに、具体的にいいますと、外科を受けていて、内科を受診したいという場合には、外科から内科の紹介はしてくれるんですけども予約が取れないという現状です。医療センターから日赤とか、徳大とかにつきましては、紹介してくれて、日時も設定していただけます。院内なのに、なぜ院内は、紹介はできるんですけども予約ができないと。それはちょっとおかしいのではないかと、私は感じております。この辺について、もし見解がありましたら、答弁を。多分、聞き取りをさせていただいていると思いますので、よろしく願いいたします。

渡部委員長 日下保健センター所長。

日下 所長 保健センターの日下です。住友委員の、医療センターの院内の診療科の予約についてお答えします。医療センターに確認しましたところ、通院中の患者の方で、主治医の紹介で院内の他の診療科を受診する際の予約は、診療科ごとのやり取りで、今まで特に大きな問題はなかったとのことでした。予約は取れているのではないかということでした。地域医療支援病院でもあります医療センターでは、開業医の医師からの紹介とか、逆紹介もできていることから、院内診療というのも充分、可能と思われます。再度、院内予約の状況を確認して、スムーズな受診を行っていくとの御返事をいただいておりますので、これをお答えいたします。

渡部委員長 住友進一委員。

住友進一委員 ありがとうございます。最初の答弁の、前半の部分については、ちょっと聞き違いがあるように思います。現実的には、私もそうなんですけれども予約ができません。初診と同じような扱いになると、紹介はしてくれるんですけども、その日にちの何時という部分については予約ができないと。自分がその日について予約を取ってくださいということになりますから、初診と同じような扱いになって、かなり長い時間待たされるということになりますので、そうじゃなくて、先ほど、最後のほうにもいわれたんですけど、できるだろうといわれていましたけれども、できるように、確実に、また要望等をしていただけたらと思いますのでよろしく願いをいたします。

続いて3点目なんですけれども、これは葬斎場の件についてでございます。葬斎場につきましては、このコロナ禍、大変、気を使いながら、神経を使いながら業務にあたっているのと、私も感謝をいたしております。そんな中で、聞きますと、この12月から、コロナ禍ということで家族の方の人数制限をしていたようなんですが、12月の当初から、その人数制限を解除するという話になったようなんですけれども、全面解除かというのと、また2日の日に、来場者の数を20人程度に緩和するというようなかたちで、業者のほうに協力依頼をしたということでございますけれども、なぜ、今まだコロナ禍で、まだ人数も増えている中で、そういう、来場者の人数の緩和をするようになったのか。この葬斎場は、スタッフにもコロナが出たような場合には葬斎場をとめなければならなくなりますと、これはまた大変なことになります。今も気を使いながら業務をしているのが現状だろうと思っておりますので、なぜ今のこの時期にそういうことをやるのかなど。それも拙速に解除しますという連絡、前もっての連絡ではなくて、普通、工事等でしたら1週間ぐらい余裕を持って連絡もするし、文書でも通知をするということなんですけれども、コロナ禍で最善を尽くさなければならないような時期に

そのようにやると。これ、来場者20人といいますと、あそこ、炉が五つあるようなので、100人の人があそこに集まるということになります。通常は、炉は四つぐらいしか動いていなくても、あそこに80人ぐらい来るとということになりますので、かなり気を使った業務をしているようですけども、その辺、なぜ今の時期にそういう緩和をしていくのかというのが1点。

それと、あと、これも葬斎場の休日の案内が12月の広報に載っておりました。今回は年末年始の休日については、31日と1月1日が休業日になっていたと思うんですけども、31日は友引なので、今まで葬斎場は、友引と1月1日と2日しか休まないということですときていたようなんですけども、来年度、年末年始にかけてはそのように、1月2日から業務を行うというふうになっております。これは、今までずっと1日、2日が休みになっていたのに、何で令和5年からそのようになったのか。それもわかれば、説明をしていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

渡部委員長 東條市民生活課長。

東條 課長 市民生活課の東條です。住友委員の御質問にお答えいたします。

葬斎場の入場制限につきましては、これまで御遺族や利用者から「コロナ禍で理解はしているものの、10人以上となっても最後の見送りはさせていただきたい」という声も、数多く、これまでいただいております。そこで、施設の管理上、1件につき20人以上の御来場は控えていただきまして、可能な限り、20人以内にしていただくよう、12月1日付でお願いしたところでございます。12月1日付で遺族、葬祭業者、葬斎場にはこちらのほうから連絡させていただきまして、関係業者全てには12月2日に周知をさせていただきました。周知につきましては、住友委員のおっしゃる通りでございます。今後の周知期間につきましては、事前に周知するよう努めてまいりたいと考えております。

葬斎場の休館についてでございますが、葬斎場設置及び管理に関する条例規則で、休日は1月1日と定められております。そして、今年度は12月31日が友引になりますので、条例通り、12月31日と1月1日を休館日にさせていただきました。以上、お答えとさせていただきます。

渡部委員長 住友進一委員。

住友進一委員 ありがとうございます。やはり、葬斎場の来場者数につきましては、多分、家族の方の要望も強いだろうと思うんですけども、やはりこの辺は、コロナの関係で、あそこでコロナが発生すると葬斎場を閉めなければならない、閉鎖しなければならないということにもなりますので、細心の注意を払いながら、来場者についても御理解をいただけるのではないかと思いますので、もう協力依頼を出しているようなので、もう仕方のないことかもしれませんが、またこれから、まだまだコロナが出てくるようであればそれも見直しをすると、そういう、柔軟に運用していただけたらと思いますし、その柔軟な運用にあたって、周知、連絡につきましては余裕をもってお願いしたいと思います。

あと、年末年始の休業日についてですけども、条例上は1月1日ということだけですが、にもかかわらず、去年まではずっと2日も休みになっていたわけですよね。条例以外にも休みを設けているということです。それもなぜかということ、2日の日に稼働するということになれば御通夜は1日の日にしなければならないんですよね。いっていること、わかっただけですか。なので、2日に休んで3日からといえば、2日に御通夜をするというかたちになって、正月、休む間がないということもあって、私は2日の日も休みにしていただけないかと想像しているんですが、条例で決まっているのは1日だけということなので、今後も変更はできるだろうと思うので、もし、今年そう

いう運用をして、何かまたそういう意見がありましたら、もう少し、もう一度再考してみること、これもまたお願いをしたいと思います。以上です。

渡部委員長　ほかに質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長　質問がないようですので、本委員会の所管に係る一般質問を終結いたします。以上で、本委員会を閉じることいたします。閉会に当たり、市長から御挨拶をいただきます。表原市長。

表原　市長　本日は、長時間にわたりまして、文教厚生委員会を開催いただきまして誠にありがとうございました。そして、提案させていただきました案件につきましては、全て原案通り御承認を賜り、厚く御礼を申し上げたいと存じます。審議過程の中でいただきましたさまざまな御意見、御提言につきましては、今後の市政運営に活かしてまいりたいと存じております。本日は誠にありがとうございました。

渡部委員長　これをもちまして、文教厚生委員会を閉会いたします。委員の皆様には御相談したいことがございますので、このまま残っていただきますようお願いいたします。お疲れ様でした。

---

閉　会　１２：１０

---